

議事日程(第2号)

令和4年3月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第 2号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
 日程第 2 議案第 3号 町道路線の認定及び変更について
 日程第 3 議案第 4号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第10号)
 日程第 4 議案第 5号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
 日程第 5 議案第 6号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 日程第 6 議案第 7号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
 日程第 7 議案第 8号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第 8 議案第 9号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
 日程第 2 議案第 3号 町道路線の認定及び変更について
 日程第 3 議案第 4号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第10号)
 日程第 4 議案第 5号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
 日程第 5 議案第 6号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 日程第 6 議案第 7号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
 日程第 7 議案第 8号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第 8 議案第 9号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第4号)

出席議員(13名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	8番	世利孝志
9番	三角栄重	10番	猪谷繁幸
11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安河内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
上下水道課長	稲 永 勝 章	税 務 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	今 泉 英 明	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
地 域 振 興 課	平 山 幸 治	ま ち づ く り 課 長	吉 川 聡 士
社会教育課長	安河内ひとみ	会 計 管 理 者	横 山 剛
住 民 課 長	百 田 敦	子 ども 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ま ち づ く り 課 参 事	船 井 弘 喜
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

昨日、福岡県は、まん防が解除されたわけでございますけれども、非常に新規感染者が減らないということでございますけれども、須恵町においても小学校の学級閉鎖とかあっていますけれども、今大体聞いたところによりますと、子どもさんが約50人が陽性になっていると。学校においてはクラス閉鎖もありますけれども、ないところもあるということで、そこまでしか私も今日報告していませんけれども。役場の職員についても3人ぐらいの陽性者がいるみたいでございます。しかし、業務には支障がないということでございますので、今後ともマスク着用等、予防には皆さんも徹底していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、須恵町予防接種健康被害調査委員会を組織する委員の構成員の見直しを行い、必要な事項を定めるため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の改正は、委員会が必要であると認めたとき、委員以外の者の出席を求め、その者から意見または説明を聞くことができることが条文の追加、また、現状に合った委員会運営ができるように構成メンバーの見直し及び決定方法などの改正を行うものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第2条中の指示を要請に、及び助言を報告等に、第3条第1項中の委員5人を委員5人以内に、同条、2項第1号中、須恵町長を粕屋医師会の推薦する医師3人に、同項第2号中、粕屋医師会長を管轄保健所属職員2人以内に改め、同項第3号及び第4号を削除します。

第5条中、第3項中、出席委員全員の合意によるを出席委員の半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによるに改め、新たに第6条で委員以外の出席、第7条で会議の非公開、第8条で守秘義務について3条を追加し、改正前の第8条の見出し中、町長へのを削ります。また、第3条の追加による条ずれによる改正です。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、改正後には委員から町長が削除されているのはなぜかとの質疑に、委員会を開いて、委員会の調査結果を町長に報告するのだが、町長が委員会を招集して、町長が委員会に入り、町長がこの委員会の調査結果を町長に報告することは現状に合わないこと。また、委員会の中では医療的な調査を行っており、要請が入ってもなかなか意見が言えない状況にあることからとの答弁がありました。

委員会の所属事務として助言を報告等に改正しているが、助言はしてもらわなくていいのかとの質疑に、委員会は調査として報告書を町長に提出し、町長は最終的には県を通じて国へ伝達するので、助言という表現が実際の業務にそぐわないため、報告等に改善すると答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第3号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第3号町道路線の認定及び変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第3号町道路線の認定及び変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定及び変更の必要が生じたので提案するものです。

今回の路線の認定は1路線、変更は2路線です。

2ページをお開きください。

開発行為の宅地分譲において、公衆用道路として寄附を受けた大塚12号線を一般公共道路として新規認定するものです。

また、3ページは、県道筑紫野・古賀線改良工事により、植木・粕屋線を町の道路改良工事により道塚線をそれぞれ変更するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第3号町道路線の認定及び変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,998万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億1,456万8,000円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

繰越明許費の補正、第3条、繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」によるとしていきます。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、歳入においてブロック塀等撤去費県補助金減額補正についての質疑では、申請がなかった、申出があれば調査し、診断票でチェックして、40点以上で補助対象となるとの答弁でした。

現年度分児童福祉施設費請負費わかすぎの杜保育園は減額補正になり、歳出のわかすぎの杜保

育園保育実施委託料は、増額補正となっているのはなぜかとの質疑では、歳入の負担金減額はゼロ、1、2歳で算定され、申請は52名だったが、実質43名のため減額となった。歳出の保育実施委託料は、ゼロから5歳の人数で算定され、104人で予算計上していたが、実質、多い月で110人となるなど、保育実施人数が増えたため増額となったとの答弁でした。

歳出において、個人番号カード応援商品券交付金3,000万円の減額補正についての質疑では、75%で予算計上していたが、実質は60%の申請率となったためとの答弁でした。

マイナンバーカード申請において、高齢者など介護されている人や、入所、入院者の交付についての質疑では、病院入所者は証明があれば代理でよいが、申請写真は鮮明で背景がないものが必要である。今後は障害者、高齢者の少人数のところへは出張して写真などを撮り、申請していく予定であるが、病院等の入所者に関してはコロナなどの影響や許可等の問題があり、今後の課題であるとの答弁でした。

転出・転入手続ワンストップ化の対応システム改修業務委託料が補正で上がり、令和4年度に繰り越されているが、令和4年度で予算計上すればよかったのではないかと質疑では、令和4年の2月までに国へ申請しなければならなかったため、補正で計上しておりますとの答弁でした。

空き家等解体工事請負費950万円の減額補正についての質疑では、今年度、長屋にお住まいのA、B、Cの3軒の解体を目指していたが、両端AとCは寄附され工期完了しているが、中央のBについてはA、Cも含め購入したいとの希望があり、遅れているとの答弁でした。

学校と施設抗菌ウイルスコーティング委託料において、コーティングした場所の質疑があり、小中学校教室全面と、保育所、学童においてはトイレも含んだコーティングをしているとの答弁でした。

第三小学校備品購入についての質疑では、クラス増により備品購入の増額ですとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第10号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億5,136万8,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は次のページの「第1表歳入歳出補正」によるとしてあります。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税954万円の増額は決算見込みによるもの。4款1項県補助金825万3,000円の増額は特別交付金の交付決定通知による県繰入金増額によるものです。

5款1項他会計繰入金2,456万2,000円の減額です。主に8ページ、9ページ、その他の一般会計繰入金の減額によるものです。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は100万円の増額です。3項雑入94万円の増額は一般被保険者第三者納付金の一般被保険者未納金の決算見込みによるものです。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費7万1,000円の減額は、国民健康保険団体連合会負担金の減額によるものです。

6款1項保健事業費180万円の増額は、第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

8款1項償還金及び還付加算金31万8,000円の増額は、保険給付費同交付金返還金で令和2年度の保険者努力支援交付金超過分返還によるものです。

質疑として、歳入特別交付金の県繰入金（2号分）の増額理由で、特定保健指導の実施率が上がったとのことだが、昨年に比べ上がったのか、また、どれくらい上がったのかの質疑に、県繰入金の対象は令和元年度と令和2年度の比較で、令和元年度に対して令和2年度の特定保健指導の実施率が上がったことによるものである。また、実施率は20%が46%に上がったとの報告がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第6号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,670万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出補正予算」によるものとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料567万8,000円の減額は、令和4年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

3款1項他会計繰入金184万円の減額は、一般会計繰入金の事務費繰入金は決算見込みによるもの。保険基盤安定繰入金は福岡県後期高齢者医療広域連合からの確定数値によるものです。

4款1項繰越金1,798万1,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,572万3,000円を含めたところの補正です。

5款1項延滞金、加算金及び過料8万8,000円の増額は、決算見込みによるものです。

8ページ、9ページをお開きください。

4項雑入80万8,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

次に歳出です。10ページ、11ページをお開きください。

1 款 1 項総務管理費 2 0 万円の減額は、決算見込みによるものです。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1, 6 9 0 万 5, 0 0 0 円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 6 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 6 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第 6 号令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 7 号

○議長（松山 力弥） 日程第 6、議案第 7 号令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11 番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 7 号令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 2 2 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 1, 7 6 8 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、款項の区分及び金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」によるとしています。

4 ページをお開きください。

地方債補正の変更は限度額のみ、多々良川流域下水道建設費負担金分 2, 3 1 0 万円を 2, 0 0 0 万円に、多々良川流域関連公共下水道分 1 億 9, 1 5 0 万円を 1 億 7, 3 3 0 万円に、公営企業会計適用債 7 3 0 万円を 5 4 0 万円にそれぞれ減額するものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いします。

歳入です。主なものは、1 款 1 項 1 目公共下水道事業費負担金 2, 6 0 0 万円の増額補正は、

決算見込みによるもの。

2 款 1 項 1 目下水道使用料 1,430 万円の減額補正は、決算見込みによるもの。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 3,753 万円の減額補正は、収支調整によるもの。

6 款 1 項 1 目繰越金 673 万 4,000 円の増額補正は、前年度繰越額の確定によるものです。

8 ページ、9 ページをお願いします。

8 款 1 項 1 目下水道事業債 2,320 万円の減額補正は、対象事業費の減に伴うもので、4 ページ、事業債補正で説明したとおりでございます。

10 ページ、11 ページをお願いします。

歳出です。主なものは、1 款 1 項 1 目一般管理費 3,336 万円の減額補正は、令和 3 年度負担金額の確定によるもの。同 3 目、下水道施設整備基金費 2,256 万 7,000 円の増額補正は、受益者負担金の前納分です。

2 款 1 項 1 目公共下水道事業費 2,270 万 6,000 円の減額補正は、関連工事量の減に伴うものです。

12 ページ、13 ページをお願いします。

3 款 1 項 2 目利子 357 万 6,000 円の減は、町債の利率変更等によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 7 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 7 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 7 号令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 8 号

○議長（松山 力弥） 日程第 7、議案第 8 号令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11 番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第 8 号令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,573万7,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしています。

4ページをお開きください。

地方債補正は限度額のみの変更です。資本費平準化債2,130万円を2,120万円に、公営企業会計適用債470万円を300万円にそれぞれ減額するものです。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入です。主なものは、3款1項1目一般会計繰入金163万5,000円の減額補正は、収支調整によるもの。

4款1項1目繰越金305万円の増額補正は、前年度繰越額の確定によるもの。

6款町債180万円の減額補正は、対象事業費の減に伴うもので、4ページ、事業債補正で説明したとおりでございます。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出です。3款1項公債費20万6,000円の減額補正は、利率変更等による減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収支及び第3条の資本的収支については、実施計画内訳書にて説明いたします。
2ページをお願いします。

皆さんお手持ちのタブレットの開き方ですけど、右下の表紙あり、なしという部分があると思いますけど、表紙ありにしたらきれいに出ると思うのですが、そのようになっているか一応御確認いたします。よろしいですか。じゃあ、続けさせていただきます。

2ページをお願いします。

第4条で第5条に債務負担行為を加えるとしております。

3ページ、4ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

収入の主なものは、第1款水道事業収益第1項営業収益第1目給水収益、補正額1,920万円の増額補正は、主に営業用、公共用の決算見込みによる増額です。

支出の主なものは、第1款水道事業費第1項営業費用第1目原水及び浄水費3,883万7,000円の減額補正は、それぞれ執行残によるもので、特に受水費は粕屋町への融通の影響で1,900万円の減額となっております。

5ページ、6ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入の主なものは、第1款資本的収入第1項第1目負担金、補正額1,100万円の減額は、下水道管敷設関連工事の減に伴うものです。

支出の主なものは、第1款資本的支出第1項改良費第2目排水施設改良費、補正額1,940万円の減額補正は、工事請負費の執行残によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第9号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月8日午前9時から行います。

本日はこれで散会します。

午前10時39分散会
